

出版者の権利問題と著作権法改正について ～出版に関する新たな契約社会の幕開け～

瀬尾太一（日本写真著作権協会 常務理事・JPS 著作権委員）

■はじめに

著作権法は、ほぼ毎年、細部について改正が行われていますが、2014 年春の通常国会では、大きな改正が行われました。これは写真分野にも関係があり、また、強い影響が予想される改正です。

この改正には二つのポイントがありますが、一つは条約による実演に関する規定の整備ですので、今回は触れません。今回、テーマとするのは、電子書籍に関連する出版権についての改正です。これは電子出版の普及促進、海賊版対策など、最近の状況に対応するための改正となります。ただ、この問題の発端はかなり以前にさかのぼり、出版業界積年の想いに基づいた改正とも言えます。この法改正をその基本的な部分から順を追って説明し、また写真家を始めとした著作者に及ぼす影響や現時点での留意点などを解説していきたいと思います。

■どのような改正だったのか

今回の改正を一口で言ってしまうと、これまで紙の出版物にしか適用できなかった出版権を、電子書籍にも適用可能とした、ということです。これだけだと、何だ、当たり前のことじゃないか、と言われそうですが、実は電子書籍と一口で言っても、まずその定義すらはっきりしておらず、ソフトウェアとの区別すら難しいものです。たとえば、一昔前のマルチメディア・コンテンツのように、書籍の画面を表示しながら、背景に音楽を流したら、これは電子出版なのか、ソフトウェアなのか、こんな単純なものすら、分野わけすることが簡単ではありません。そして、ソフトウェアには出版権がなく、書籍にはあります。では、この権利の対象は、いったい何なのだろう…。立法過程においては、決して容易ではない問題が山積していたのです。

このような複雑な議論を、著作権法学者の先生方、知財弁護士の皆さん、そしてもちろん出版関係者と著作者が非常に集中的な議論を重ねた上で到達したのが今回の法改正になります。この結果として、生まれたのが、出版権の電子書籍対応です。そして今回の法改正は、一般的に言われるような「電子出版権」の創設ではなく、あくまで旧来の出版権を拡張した、ということにポイントがあります。新たに電子出版権を創設せず、旧来の出版

権拡張での対応は、出版界が最後までこのような形での改正を強く要望したことに基づきます。では、なぜわかりやすい電子出版権の創設ではなく、出版権の拡張にこだわったのか、またそこにこだわる意味とはなにか、実はそこに出版業界の 10 数年にわたる過去からの強い要望があるのです。

■出版界の要望

平成 2 年、文化庁の第 8 小委員会から時の著作権審議会に報告書が提出されました。これは当時、複製機器の普及発達が目覚しく、コピー機による出版物の複写が大量に増えてゆく中で、出版者にも権利が必要であるとの要望に基づいて検討を重ねてきた結論です。出版者の権利は一般的に版面権と呼ばれ、著作隣接権として肯定的な結論が出されました。しかし、その後、立法過程での議論において、反対論も多く、結局、立法にはいたりませんでした。このときの議論は、当時、第 4 小委員会での議論から進捗していた複写に関する集中処理にも影響を与え、日本複写権センター（*1）の業務開始につながります。

音楽分野などでは、レコード業者が隣接権として一定の権利を持っています。しかし、出版業界においては、いくら出版者が書籍を発行しても、その行為に権利は生じません。出版権設定契約を行うことにより、初めて権利が生じます。このような環境の中、出版業界は出版権設定から一歩進んだ、自然発生的に生じる隣接権を強く要望し続けてきたのです。

しかし、一方で自分の著作物を出版したとたん、その版面を根拠に隣接権が生じるとすると、著作者の権利とぶつかる場面が出てくる可能性があります。自分の著作物なのに、自分だけの意思では随意にできない、という問題です。これは単純な問題ではなく、学術利用を中心にさまざまなケースが考えられ、著作者と出版者、そして経団連を初めとする利用者はその利害関係を調整することができず、出版者の権利は実現されませんでした。

今回も、三省懇談会（*2）から始まった一連の動きは、この過去の隣接権の創設獲得という流れの延長線上にあります。そうして、再び、出版業界は隣接権獲得を目指して、活動を始めました。平成 2 年当時はコピー機の普及

がその権利創設の理由だったのですが、今回は電子書籍の普及促進、違法対策を理由としていました。つまり、今回の電子出版に対する法改正要望は、過去からの出版業界の悲願である、隣接権獲得を何とか実現しようとする運動だったといえるでしょう。

■法改正の内容

しかし、そのような出版業界の要望は、さまざまな議論の末、隣接権の創設については、現時点で難しいとの結論となり、さらに出版権の改正によって実現しようという動きになりました。すべての書籍に自然発生的に生じる隣接権とは異なり、契約によって初めて有効となる出版権での検討となったのです。その改定についても、出版業界と著作者、利用者の主張は、なお大きくかけ離れていたのですが、最終的にはミニマムな範囲での改正で合意が整い、今回の立法にいたったのです。

では、その改正の内容について、特筆すべき部分はどこにあるのでしょうか。

まず、電子に関する出版権を設定することで、紙で出版した出版者が、その電子化の権利を留保できるということがあります。これによって、苦勞して紙で出版したものを、著作者の意向によって、別の出版者に電子化されてしまうという問題を解消しました。また、海賊版対策についても、この権利を設定することで、出版者が直接対応できるようになったのです。今後は著作者と出版者が協力し、より強い権利を持って、利用促進を図ったり海賊版に対抗していくことができるでしょう。

■写真家にとっての出版権

では、実際に写真家にとって、どのような点が変更され、また注意することがあるのでしょうか。

まず、この法改正の基本は、著作者と出版者の契約によって成り立つ、ということです。つまり、契約がこれまで以上に重要になってきます。写真に限らず、著作者はあまり契約をせずに仕事を受注する傾向がありました。出版社も口約束の中で発注することが通常化していたという事実もあります。しかし、これからは電子化など、複数の利用に対して契約を行う場合も多く、契約によって仕事をすることが必須になってきたといえるでしょう。

ただし、現在の問題点の一つに、契約書の難解さが挙げられます。出版社の法務担当者から回ってくる定型の出版契約書は、通常、非常に難解で何を言っているのか理解しがたい場合が多くあります。これは電子に関する契約を含んでいるとより難しくなり、用語ですら、ほとんどわからずに署名、契約をしてしまう場合があるでしょう。これはその契約書を持参する担当編集者にしても同様で、著作者と編集者、2人そろって、何を規定してあるのだらう…と首をひねりつつ、とりあえず契約してしま

う、という事すらあると聞きます。これからは平易な文面、書式で契約書を作ることが重要です。これは著作者、もしくは著作者団体などでも、まずは努力するべきですし、各企業の法務もそのように心がけていただきたい問題です。

次に重要なことは、安易な譲渡契約が増えてくる可能性がある、ということです。もちろん、双方が納得の上で譲渡契約を行うことは否定できませんが、写真家にとっては自分の写真が蓄積してゆき、将来的に個人独特のデータベースを形成することが、職業上、必須です。これを譲渡してしまうと、自分のデータベースとしての蓄積ができず、結果、高齢になったときに、収入の道が断たれることにもなりかねません。独占使用や電子化を含めた使用、また、一定期間の期限付き譲渡など、さまざまな形態の契約が考えられますが、少なくとも写真家は、将来的に自分の写真著作権を保持できるように交渉するべきだと思います。また、その為に、JPS では契約の雛形も用意していますので、ぜひ活用して下さい。

■最後に

来年、2015年1月1日に施行される著作権法改正について、その過去の歴史からお話してきました。とかく、出版社と著作者は対立関係で捉えられがちですし、実際、利益相反することが多々あることも事実です。しかし、ここで留意していただきたいのは、写真家も出版業界の一部であり、その業界の中で足を引っ張り合っているわけではない、ということです。もちろん、守るべきところは守りますが、譲るべきものは譲る、その中でよい契約が生まれてくるのでしょうか。契約は闘争ではありません。相互理解です。相互理解に基づいて、業界自体が発展していくような関係、出版文化がこれからも継承されて、創造サイクルをまわしてゆく努力、それらがこれから本当に必要になってくる時代です。今回の著作権法改正は、一つの大きな時代の区切りだと思います。ぜひ、皆さん個々の努力を積み重ねて、そして、個人では困難なことについては団体が対応して、よりよい創作環境と出版文化が実現することを願っております。

*1 日本複写権センター

現在の公益社団法人日本複製権センター。当時は学術関係者と出版関係者が呼びかけ、著作者団体が加わって創設。経団連との連携もあって業務を開始した。その後、新聞分野も加わって現在に至る。

*2 三省懇談会

総務省、文部科学省及び経済産業省が、デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に向けた検討を行うために平成22年3月17日から開催した「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」のこと。

計3回の当該懇談会並びにその下に設置された計6回の「出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム」及び計7回の「技術に関するワーキングチーム」における検討結果を踏まえ、報告が取りまとめられました。

ここで出版業界から出版社に隣接権を求める要望が出され、今後の進捗につながっていきます。